

伊丹市育児ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

(目的)

第1条 伊丹市育児ファミリー・サポート・センター事業（以下「事業」という。）は、地域において育児の援助を行う者と受ける者を会員として登録・紹介し、会員の相互援助活動を支援することにより、子育て中の人々や働く人たちの家庭を支援し、安心して子育てができる環境整備を図ることを目的とする。

(事務所)

第2条 事業の事務局を兵庫県伊丹市広畑3丁目1番地伊丹市立地域福祉総合センター内に置く。

(事業内容)

第3条 事業は、第1条の目的を達成するため次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- (2) 相互援助活動の調整業務及びこれに付随する関係機関との連絡調整業務
- (3) 会員に対して相互援助活動に必要な知識を付与するために行う講習会関係業務
- (4) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会開催業務
- (5) アドバイザーとサブ・リーダー（アドバイザーを補佐する者）の連絡調整会議の開催
- (6) 定期的な広報紙の発行等の広報業務

(アドバイザー)

第4条 市長は、事業を円滑に進めるために、事業の目的をよく熟知し調整業務に当たることのできるアドバイザーを2名選任することとする。

2 市長は、アドバイザーを補佐するため必要に応じ、サブ・リーダーを選任することができる。

(会員)

第5条 事業の会員は、第1条の目的を理解し、相互援助活動を行いたい者（以下「協力会員」という。）又は相互援助活動（以下「依頼会員」という。）を受けたい者であって、会員として登録された者とする。

(会員証等)

第6条 市長は、第5条第1項に規定する会員の登録を承認したときは、伊丹市育児ファミリー・サポート・センター会員証（様式第1号）を発行するものとする。

2 市長は、第4条第2項の規定によりサブリーダーを選任したときは、伊丹市育児ファミリー・サポート・センターサブリーダー証（様式第2号）を発行するものとする。

（細則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

この要綱は、平成24年11月2日から施行する。

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。